学校法人千宏学園みちるｋｉｄｓ園　重要事項説明書

（令和７年１０月１日現在）

保育の提供の開始にあたり，当園があなたに説明すべき内容は，次のとおりです。

１　運営主体

名　　称	学校法人千宏学園みちる幼稚園
所 在 地	鎌ケ谷市東中沢３－５－１
電 話 番 号	０４７－４４３－７８７８
代表者氏名	理事長　太田　健氏苗

２　利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所Ａ型
施 設 の 名 称	学校法人千宏学園　みちる kids 園
施 設 の 所 在 地	鎌ケ谷市新鎌ヶ谷１－１１－２０メルベーユ新鎌１０２
連　　絡　　先	電話番号　０４７－４４３－５０１５ ＦＡＸ　　同上
管　　理　　者	中川　久美恵
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする満３歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満１歳以上満３歳未満の児童　　１６人 満１歳未満の児童　　３人
開 設 年 月 日	平成　２７　年　４　月　１　日
事 業 所 番 号	１２２２４０２０００４５

３　事業所の目的・運営方針

みちる kids 園（以下「当園」という。）は，以下の運営方針に基づき，保育を必要とする児童を日々受け入れ，保育を行うことを目的とします。

（１）当園は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（２）当園は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，園児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行います。

（３）当園は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等

を行うよう努めます。

４　施設・設備等の概要

（１）施　設

敷　地	敷地全体	１,０６０．３４㎡
	園庭	新鎌ふれあい公園及びみちる幼稚園を屋外における保育活動の場として使用します。
園　舎	構　造	ＲＣ造
	延べ床面積	１，３２２．７１㎡

（２）主な設備

設備	部屋数	備　　考
乳児室	１室	
ほふく室	１室	
保育室	１室	
調理室	１室	
事務室	１室	

５　職員の設置状況

職　種	員数	備考
管理者	1	
保育士	4	
保育従事者	1	
調理員	1	

※　当園では，「鎌ケ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年鎌ケ谷市条例第２０号）」に規定する基準府令に基づき，保育の提供に必要な職種について，上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
管理者	勤務時間帯　８：００～１７：００
保育士	勤務時間帯（７：００～１６：００） （１０：００～１９：００）
保育従事者	勤務時間帯（９：００～１４：００）
調理員	勤務時間帯　９：００～１５：００

※　ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※　職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６　保育を提供する日

保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとします。
ただし，年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日は休園です。

７　保育を提供する時間

保育を提供する時間は，次の通りとします。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定の方の場合，7 時から 18 時までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお，7 時から 18 時までの範囲以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，18 時から 19 時まで（時間厳守）の範囲内で，延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては，市町村が定める利用者負担額（保育料）の他に，別途利用者負担（延長保育料）が必要です)。

（２）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定の方の場合，8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお，8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，7 時から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 19 時までの範囲内で，延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては，市町村が定める利用者負担額（保育料）の他に，別途利用者負担（延長保育料）が必要となります)。

（３）最終登園時間

保育標準時間認定，保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても，最終登園時間は 9 時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き，9 時までに登園していただきます。

８　提供する保育等の内容

当園は，保育所保育指針（平成２９年３月３１日厚労告１１７）を踏まえ，以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）特定地域型保育及び延長保育の提供

上記７に記載する時間において，保育を提供します。

（２）食事の提供

児童の年齢に応じ，以下の時間帯に食事の提供を行います。

ただし，昼食の提供は月曜日から金曜日とし，土曜日には弁当を持参していただきます。その他、８月と年末年始にも数日間給食の提供を停止する場合があります。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児	９時３０分頃	１１時３０分頃	１５時頃	
１歳児	９時３０分頃	１１時３０分頃	１５時頃	
２歳児	９時３０分頃	１１時３０分頃	１５時頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

※　食物アレルギー等，体質に合わない食材があればご相談ください。

９　利用料金

（１）特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし，転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については，在籍日数に応じ日割計算で算定します。

（２）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）に掲げる利用者負担額のほか，別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については，別途お知らせします。

１０　利用の終了に関する事項

当園は，以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（１）園児が満３歳に達したとき（ただし，満３歳に達した年度の３月３１日までは保育を提供いたします）

（２）児童の保護者が，児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（３）その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１１　連携施設

当園は，保育を適正に実施し，当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

（１）連携内容

ア　園児に集団保育を体験させるための機会の設定，その他保育の内容に関する支援

イ　代替保育（当園の職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ　当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

（２）連携施設

学校法人千宏学園　みちる幼稚園

運 営 主 体	学校法人千宏学園
所　在　地	鎌ケ谷市東中沢３－５－１
連 携 内 容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供
電 話 番 号	０４７－４４３－７８７８

※　当園の卒業５カ月前までに，卒園後の利用希望を確認させていただきます。その際，連携施設となっているみちる幼稚園への入園を希望される場合は，優先的に入園することが可能です。

※　当園の卒園後，保育園への入園を希望される場合は，再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果，御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

１２　嘱託医

当園は，以下の医療機関を嘱託医としています。

（１）　内科

医療機関の名称	鎌ケ谷総合病院
医　　師　　名	廣島　亮
所　　在　　地	鎌ケ谷市初富９２９－６
電　話　番　号	０４７－４９８－８１１１

（２）　歯科

医療機関の名称	なかたに歯科
医　院　長　名	中谷　誠宏
所　　在　　地	鎌ケ谷市新鎌ヶ谷１－１１－２０－１０１
電　話　番　号	０４７－４４１－９９５３

１３　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には，保

護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

１４　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では，要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

<table>
<tr><td>当園
ご利用相談窓口</td><td colspan="2">・窓口担当者　　施設長
・ご利用時間　　１０：３０～　１８：３０
・電話番号　　０４７－４４３－５０１５
　Ｆ　Ａ　Ｘ　　同上
担当者が不在の場合は，当園職員までお申し出ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三者委員</td><td rowspan="2">みちる幼稚園</td><td>電話番号　０４７－４４３－７８７８</td></tr>
<tr><td>副園長　又は　教頭</td></tr>
</table>

１５　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　有 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月１回以上実施します。

１６　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	登園の敷地内において他の利用者の迷惑となる活動、勧誘等はご遠慮ください。

平成 30 年 4 月 1 日改定

別表

１　特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
教材費	ナップザック	1,000 円
教材費	連絡帳	200 円
教材費	自由画帳	300 円
教材費	クレヨン	500 円

２　延長保育に係る利用者負担金

（１）　保育標準時間認定に係る延長保育料

ア　１８時から１８時３０分まで利用した場合　　１回あたり　　５０円

イ　１８時から１９時まで利用した場合　　１回あたり　１００円

（２）　保育短時間認定に係る延長保育料

ア　７時から８時３０分まで利用した場合　　１回あたり　１５０円

イ　７時３０分から８時３０分まで利用した場合　　１回あたり　１００円

ウ　８時から８時３０分まで利用した場合　　１回あたり　　５０円

エ　１６時３０分から１７時まで利用した場合　　１回あたり　　５０円

オ　１６時３０分から１７時３０分まで利用した場合　１回あたり　１００円

カ　１６時３０分から１８時まで利用した場合　　１回あたり　１５０円

キ　１６時３０分から１８時３０分まで利用した場合　１回あたり　２００円

ク　１６時３０分から１９時まで利用した場合　　１回あたり　２５０円

注：　ア、イ又はウの時間帯若しくはエ、オ、カ、キ又はクの時間帯の延長保育料の支払いを受けるものとする。

注：　同じ日に，ア・イ・ウの時間帯とエ・オ・カ・キ・クの時間帯を共に利用した場合については，それぞれの延長保育料の支払いを受けるものとする。

※　当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付いたします。